いわし鯨資源
ノバスコシア
北緯四十七度西経五十四度、北緯四十六度西経五十四度三十分、北緯四十六度西経四十二度及び北緯二十度西経四十二度を通る線の南西側
アイスランド及びデンマーク海峡
ファベル岬（南グリーンランド）、北緯五十九度西経四十四度、北緯五十九度西経四十二度及び北緯二十度西経四十二度を通る線の東側で、北緯二十度西経十八度、北緯六十度西経十八度、北緯六十八度東経三度及び北緯七十四度東経三度を通る線の西側で、かつ、北緯七十四度の南側
東部
北緯二十度西経十八度、北緯六十度西経十八度、北緯六十八度東経三度及び北緯七十四度東経三度を通る線の東側で、かつ、北緯七十四度東経三度及び北緯七十四度西経二十二度を通る線の北側

(d)
北太平洋における地理的限界
北太平洋におけるまつこう鯨、にたり鯨及びミンク鯨の資源についての地理的限界は、次のとおりとする。
まつこう鯨資源
西区分
氷縁辺から百八十度の子午線に沿つて南に西経百八十度北緯五十度まで、そこから北緯五十度の緯度線に沿つて東に西経百六十度北緯五十度まで、そこから西経百六十度の子午線に沿つて南に西経百六十度北緯四十度まで、そこから北緯四十度の緯度線に沿つて東に西経百五十度北緯四十度まで、そこから西経百五十度の子午線に沿つて南に赤道までの線の西側
東区分
西区分に規定する線の東側
にたり鯨資源
東シナ海
琉球諸島の西側
東部
西経百六十度の子午線の東側（ペルー資源区域を除く。）
西部
西経百六十度の子午線の西側（東シナ海資源区域を除く。）
ミンク鯨資源
日本海、黄海及び東シナ海
フィリピン諸島、台湾、琉球諸島、九州、本州、北海道及び樺太を通る線の西側で、かつ、赤道の北側
オホーツク海及び西太平洋
日本海、黄海及び東シナ海の資源の東側で、百八十度の西側で、かつ、赤道の北側
その他
オホーツク海及び西太平洋の資源の東側で、かつ、赤道の北側

(e)
南半球におけるにたり鯨資源の地理的限界
インド洋南部
東経二十度から東経百三十度までで、かつ、赤道の南側
ソロモン諸島
東経百五十度から東経百七十度までで、かつ、南緯二十度から赤道まで
ペルー
西経百十度から南アメリカ沿岸までで、かつ、南緯十度から北緯十度まで
南太平洋東部
西経百五十度から西経七十度までで、かつ、赤道の南側（ペルー資源区域を除く。）
南太平洋西部
東経百三十度から西経百五十度までで、かつ、赤道の南側（ソロモン諸島資源区域を除く。）
南大西洋
西経七十度から東経二十度までで、かつ、赤道の南側（南アフリカ沿岸資源区域を除く。）
南アフリカ沿岸
東経二十七度以西の南アフリカ沿岸から二百メートル等深線まで

資源の分類
10　全ての鯨資源は、科学委員会の助言に基づいて次の三の種類のうちいずれか一の種類に分類する。

(a)
維持管理資源（ＳＭＳ）とは、最大持続生産量（以下「ＭＳＹ」という。）を実現する資源水準を十パーセント下回る水準以上で、かつ、二十パーセント上回る水準を超えない資源をいう。ＭＳＹは、鯨の数を基礎として決定する。
資源は、ほぼ一定した捕獲の制度の下で相当の期間にわたつて安定した水準を維持している場合において、他の種類に分類すべき積極的な証拠がない限り、維持管理資源に分類する。
商業的捕鯨は、科学委員会の助言に基づき、維持管理資源について許可する。当該維持管理資源については、第一表から第三表までに掲げる。
ＭＳＹを実現する資源水準以上の資源について許容される捕獲量は、ＭＳＹの九十パーセントを超えてはならない。ＭＳＹを実現する資源水準と当該資源水準を十パーセント下回る水準との間にある資源について許容される捕獲量は、ＭＳＹの九十パーセントを捕獲して得られる数を超えてはならず、また、当該資源がＭＳＹを実現する資源水準を一パーセント下回るごとにＭＳＹの九十パーセントを捕獲して得られる数からその十パーセントずつを減ずることにより得られる数を超えてはならない。

(b)
初期管理資源（ＩＭＳ）とは、ＭＳＹを実現する資源水準を二十パーセント上回る水準を超える資源をいう。商業的捕鯨は、効果的な方法により及び最適の水準を下回る水準に減少させることなく初期管理資源をＭＳＹを実現する資源水準に引き下げた後に最適の水準とするための必要な措置に関する科学委員会の助言に基づき、初期管理資源について許可する。この資源について許容される捕獲量は、ＭＳＹが判明している場合には、ＭＳＹの九十パーセントを超えてはならない。捕獲努力量を制限することがより適切な場合には、捕獲努力量は、ＭＳＹを実現する資源水準にあるＭＳＹの九十パーセントを捕獲するものに制限する。
継続的な一層高い比率による捕獲が資源をＭＳＹを実現する資源水準を下回る水準に減少させることがないという積極的な証拠がない場合には、いずれの一年においても、推定される開発可能な初期資源の五パーセントを超えて捕獲してはならない。開発は、科学委員会が満足する推定資源量が得られるまで開始してはならない。初期管理資源に分類される資源については、第一表から第三表までに掲げる。

(c)
保護資源（ＰＳ）とは、ＭＳＹを達成する資源水準を十パーセント下回る水準を下回る資源をいう。商業的捕鯨は、保護資源については、禁止する。保護資源に分類される資源については、第一表から第三表までに掲げる。
この10の他の規定にかかわらず、母船又はこれに附属する捕鯨船によりミンク鯨を除く鯨を捕獲し、殺し、又は処理することは、停止する。この停止は、まつこう鯨及びしやち並びにミンク鯨を除くひげ鯨について適用する。

(d)
この10の他の規定にかかわらず、全ての資源についての商業的な目的のための鯨の殺害に関する捕獲枠は、千九百八十六年の沿岸捕鯨の解禁期及び千九百八十五年から千九百八十六年までの遠洋捕鯨の解禁期について並びにそれ以降の解禁期について零とする。この(e)の規定は、最良の科学的助言に基づいて常に検討されるものとし、委員会は、遅くとも千九百九十年までに、この(e)に定める決定の鯨資源に与える影響につき包括的な評価を行うとともにこの(e)の規定の修正及び他の捕獲枠の設定につき検討する。

(e)